

2022年8月6日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年8月6日午後2時から午後5時半ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、大友、小林、南京家、林、巫（7名）

2. 裁判正常化道志会に寄せられる裁判に関する意見、相談について

裁判正常化道志会は、公開しているウェブサイトを持っていて、そのサイトを通して会の外の人々が意見や相談を寄せることがこれまでもありました。しかし、具体的な裁判の事例について、裁判自体を有利に進めることに協力するのは難しく、会に参加することでかえって不利な判決を突き付けられる可能性もあり、有効な対処をすることはできていません。会の知り合いの直接の紹介以外で、相談や意見が寄せられる経路は、次のものです。

【電話による相談】

会の事務所住所と連絡先の電話番号をウェブサイトで公開しているの
で、電話をかけて相談してくることがあります。

【掲示板（裁判司法討論版）への投稿】

裁判正常化道志会のウェブサイトに併設している掲示板へ、不当な判決を受けたことについての相談が投稿されることがあります。

【「でたらめ判決を正す」のサイトのお問い合わせページからのメール】

裁判正常化道志会のウェブサイトの関連サイトである「でたらめ判決を正す」のウェブサイトの問い合わせページから、裁判に関する意見意見メールや相談メールが寄せられることがあります。

7月9日の研究会で紹介した、会について電話で問い合わせてきた方の裁判資料を7月27日に受け取りましたので、その一部分をPDF化して、ダウンロードできるようにしました。この裁判について、私たちが評価して、どのような問題があるのかについて話し合いたいと思います。資料がいきわたっておらず、議論は一般的な意見交換以上にはなりません。

その裁判は上告審になっており、上告受理申立理由書などは弁護士が作成しており、上告審で事件がまともに取り上げられることは難しいとは思いますが、弁護士の書面は主張したい点をきちんと述べておりますので、私たちが裁判の行方にタッチできる余地はないと思います。しかし、裁判の提訴の経緯や裁判官の訴訟指揮などについて、市民的な視点で批判し、裁判司法の問題として考

察することが必要であると思います。

3. 山村さんの要求

山村さんは少し遅れて会議に参入した後、参加者の発言を自儘に制止し、自説を述べました。山村さんは自分の行動あるいは意見に賛成し、協力するかしないかというような詰問を繰り返し出席者に向け、回答を強いるのですが、行動や意見の内容は一定せず、説明を求めると大声で話をはぐらかすといった状況で、参加者の議論を混乱させることが目的ではないかと勘繰りたくなるものです。このような姿勢を改めることを要望します。会で何かを提案することは出席者の権利ですが、提案者は問題点をあらかじめ整理し、その内容を所定の時間内で、できる限り分かりやすく説明し、質疑応答の時間をとって質問に答えるようにしてください。

その点に留意しつつ、非常に分かりづらかった山村さんの提案を整理し、議論がどのように進んだかを要約します。

【長崎の相談者の資料の検討について】

自分は会員として、裁判所と直接に戦っている。その会員を支援せず、どこの誰とも知らぬ相談者の資料を読む必要があるのか。そんなことをする前に、自分の戦いを支援してくれ。

【山村さんの戦いとは何か】

(巫) 会員の多くは山村さんの問題を理解しているし、できる限りの支援もしている。

(山村) 自分は1月に乗用車を横浜地裁の門の前に放置して、抗議の意思を示したところ、ウェブでは話題になり、メディアでも少し取り上げましたがそれ以上にはならなかった。

昨年の7月に初回口頭弁論が行われた訴訟について、相手方の反論を聞かずに議論せずに結審することをしないよう約束して提訴したのに、裁判長は書面を読むだけで初日に結審した。これは、約束違反であり、是正を強く求めたが、誠意ある対応をしないので、裁判官の忌避、裁判官の訴追請求を行い、さらに裁判官の行為は職権乱用で詐欺行為であるので、警察と検察に告訴状を提出したが、なかなか受け取らない。しかし、担当者は話を聞いてはいる。こういう活動に対して、会員が一丸となって後押ししてくれれば、私の行動は実を結ぶと信じるが、後押しがない。

(小林) 日本の民事法廷では口頭弁論の陳述は書面を通して行い、法廷で書面の内容の陳述を当事者が認めることで成り立っている。山村さんの

要求はそもそも成り立たないものだ。また、山村さんの書いた書面は意味不明で、裁判官に読んでもらえる水準に達していない。

しかし、自分はこれまで山村さんの要望に応じて、なんども、政治家の事務所やその他の公共機関に付き添って出かけた。

(巫) 文章が下手でも裁判官は読むべきだと思うが、山村さんが検察や警察に行って、裁判官を告訴するというのは、(現在の日本の統治機構を前提にする限り) あり得ない話で、会員が応援しようとも実現するはずのないことだ。

(山村) やるかやらないかだ。

(大友) (裁判官の法廷における行為を根拠に) 裁判官を警察や検察に告訴するというのは、持っていく場所を間違えているのではないか。裁判官に対しては、忌避を要求し、また弾劾裁判の訴追という制度がある。

(山村) 忌避申立も訴追請求もやりましたよ。それでだめだから、持っていくところがないのです。

(大友) 山村さんの状況が少しわかりました。忌避も訴追請求もだめだから持っていくところがないというのは、私の状況とも似ています。

そのような場合には国連人権委員会に救済を求めるのが手順です。

(巫) (前に一緒に活動していた) 森さんがなんども国連に文書を提出していました。

(山村) 国連でもアメリカ大使館でもいいですよ。

(林) ロシア大使館がいいのでは。

(巫) 中国大使館がいいのでは。

(大友) いや、この場合の請願先は国連人権委員会です。

(巫) 英語で書面を作らなければならないのは面倒くさい。

(小林) 私は英訳はできるが、どういう文書を提出するのか難しい。

(大友) 国連への提出文書は、表紙の部分を英語で作成し、趣旨を説明すれば、詳しい資料は日本語でもいいと思う。

(山村) そのようなことは調べればわかるのではないか。

(巫) 大友さんがせっかく知っていることを教えてくれているのに、そういう風に割り込むのはどういうことだ。山村さんが知っているのならば説明してくれ。

(山村) 私は知らないが調べればわかることだろう。

(小林) 山村さんは、次回の研究会までにそれらに関する情報を調べて、次回に発表してください。

(山村) いや、やらない。

(巫) それは無責任ではないか。せっかく、大友さんが説明しているのに、

それを妨害し、自分では調べないというのはどういうことだ。

(山村) やらないことを調べる必要はない。最初にやるかやらないかを決めなければ、調べる必要はない

(巫) やるかやらないかを定めるために、調査して情報を得るのだ。

(山村) いや、やるかやらないかだ。(意味不明)

<巫のコメント>山村さんの言うことは支離滅裂で、振る舞いは無責任で、皆に迷惑をかけていると思います。

4. 次回の予定

いろいろな問題が提起されましたが、問題提起する人の態度が非常に悪質で、まともに意見交換しようとする意志があるかどうかわかりません。問題は解決しなかったので、継続審議にします。

長崎の訴訟資料に関しては、巫の方でなるべく読み込んで次回に説明できるようにしたいのですが、今回、あまりにも妨害が激しかったので、疲労困憊の状態です。このような劣悪な環境で、説明をするのは気が進まないのです、次回までにどれくらい読み込みを進められるのか、判然としません。

次回の期日は、日本時間 2022年8月21日(土) 14時から18時くらいまで、Zoom 会議。Zoom ホストは小林さんです(米西部時間では、2022年8月20日(金) 22時から26時くらい、米ハワイ時間では18時から)。

2022年8月9日

巫召鴻